

1. 組織名

日本商工会議所

2. 提出意見①

該当する交渉分野

投資

意見

特定義務の履行要求を禁止して頂きたい。特に、研究開発要求や技術移転要求は知的財産保護の観点からも禁止して頂きたい。

2. 提出意見②

該当する交渉分野

投資・越境サービス

意見

ベトナムにおいて飲食業を起業する際、出資比率の問題(認可には現地資本51%超が必要)があり、独資での投資ができない。現地パートナーを見つける労力が必要であり、そのパートナーの信頼性も短時間で見極めなければならない。また、マジョリティが取れないと事業が思い通りに進まない(意思決定遅延)というリスクもある。

それらを鑑みると、独資での進出が望ましいが、現状の出資比率については緩和すべき。

2. 提出意見③

該当する交渉分野

投資

意見

<租税条約>

日米間等を除き、租税条約に源泉課税の減免規定がなく、ロイヤルティ、配当、利子の送金に源泉税が課されている。

TPP締約国に関しては、共通の租税条約に改訂し、すべての二国間で源泉課税を廃止されたい。

2. 提出意見④

該当する交渉分野

投資

意見

TPP参加国の中で社会保障協定の締結の無い国：＜社会保障協定＞
社会保障協定が締結されていないため、社会保険料の二重負担や掛け捨ての問題が発生し、駐在員等の海外派遣コストが嵩んでいる。
TPP参加国全てに共通の協定となること、あるいは日本との二国間において全て共通の協定を結び、二重負担や掛け捨ての問題を解決されたい。

2. 提出意見⑤

該当する交渉分野

投資(マレーシア)

意見

＜外国資本比率に係る制限＞
外国資本による現地保険会社への出資は70%以下に規制。かつ、ブミプトラ(純マレー資本)比率30%以上。(ただし、91年6月の行政指導以前に30%以上の出資がある場合で、最大51%まで認められる。)
外国企業による投資の制限を撤廃することを要望。
＜根拠となる法律＞
政府の『National Economic Policy』に基づくものであり、法・通達等の成文は存在しない。

2. 提出意見⑥

該当する交渉分野

投資

意見

オーストラリア／連邦政府が2012年7月から鉄鉱石及び石炭を対象に鉱物資源利用税を導入した。鉄鉱石・石炭サプライヤーの経済的負担上昇によって、最終需要家である鉄鋼ミルへの価格転嫁、新規投資活動の減退等の悪影響が懸念されており、制度の撤廃を要望したい。

2. 提出意見⑦

該当する交渉分野

投資

意見

オーストラリア／連邦政府が2012年7月から炭素税を導入した。石炭サプライヤーの経済的負担上昇・炭鉱活動制約によって、最終需要家である鉄鋼ミルへの価格転嫁、需給逼迫、新規投資活動の減退等の悪影響が懸念されており、制度の撤廃を要望したい。

2. 提出意見⑧

該当する交渉分野

投資

意見

オーストラリア／外国企業が参入する場合、FIRBの認可が必要となっている。FIRBの認可には相当の時間とコストがかかるため、豪州への投資時の負担となっている。FIRBの認可を迅速化させるべき。

2. 提出意見⑨

該当する交渉分野

投資・越境サービス

意見

メキシコ／内陸輸送会社への外国投資は禁じられている。外国投資にも、内陸輸送会社への投資を許可してほしい。

2. 提出意見⑩

該当する交渉分野

投資・越境サービス

意見

メキシコ／通関業務での外国投資は事実上不可能であるため、外国投資にも通関業務への投資を許可してほしい。

2. 提出意見⑪

該当する交渉分野

投資

意見

メキシコ、ベトナムなどにおいて、投資(現地法人設立や駐在員事務所設立など)を行った際、各種許認可取得に時間を要する。
投資やVISAなどの許認可取得手続きの簡素化、迅速化をお願いしたい。

2. 提出意見⑫

該当する交渉分野

投資

意見

マレーシア/ブミプトラ政策により、外国企業の投資を妨げている。例えば倉庫建設するために増資を行うとして、ブミ配分を超えることができず、投資規制となっている。ブミの割合を下げる、または、撤廃してほしい。

2. 提出意見⑬

該当する交渉分野

投資

意見

2014年にベトナムがWTOに加盟する際、下記投資制限を設けている。

<WTO加盟議定書付録の合意一覧表より抜粋>

E. 鉄道運送サービス (b) 貨物運送

外国サービス提供者は、ベトナムのパートナーと合弁会社を設立することにより、貨物運送サービスを提供することを認められる。但し、外国当事者の出資比率が法定資本の49%を超えてはならない。

F. 道路運送サービス (b) 貨物運送

加盟時(2007年)に、外国サービス提供者は、事業協力契約を結ぶ、又は、外国当事者の出資比率が49%以下である合弁会社を設立することにより、貨物運送サービスと旅客運送サービスを提供することを認められる。

加盟時から3年後(2010年)、市場ニーズに応じて貨物運送サービスを提供するために、外国当事者の出資比率が51%以下の合弁会社を設立することが認められる。

出資比率の撤廃を望む。

2. 提出意見⑭

該当する交渉分野

投資

意見

マレーシア／ブミプトラ政策の一環に、マレー人を一定比率(会社全体、役職階層別)以上雇用することが義務付けられている。これを撤廃してほしい。